

(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度 (素案)

1 制度導入の背景

町田市（以下「市」という。）では、2018年に「性的少数者（LGBTなど）への行政サービス拡充に関する請願」が町田市議会において採択されたことを受け、2020年5月から当事者の方やそのご家族の悩みなどをお聞きするLGBT電話相談の開設、性の多様性に関する講演会の開催、図書の出借などの取組を行ってきました。

また、2022年3月に策定した「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」では、基本施策として新たに「多様性を尊重する意識の浸透」を掲げ、その具体的取組の一つとして「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度」(以下「本制度」という。)の導入を位置づけました。

これに加え、市職員に対しては、性の多様性に関する講演や研修、「多様な性を理解しよう 町田市職員のためのLGBTガイドライン」の配布、申請書等の性別欄の削除の取組などを実施してきました。

<用語などの説明>

性の多様性とは？

性のあり方には性自認や性的指向等があり、これらの認識が男性か女性の二者択一ではなく多様であることを言います。

性自認・性的指向とは？

性自認・・・生物学的な性とは別に、自分の性を自分でどのように認識しているかのことを言います。 (*Gender Identity)

性的指向・・・恋愛感情や性的な関心が、自分の性別からみて、どの性別に向かうかどうかを示す指向のことを言います。 (*Sexual Orientation)

*2つの言葉の頭文字から、SOGI（ソジ）とも言います。

性的マイノリティとは？

性自認や性的指向等のあり方が少数と認められる者のことを言います。

性的マイノリティの方の困りごと、生きづらさとは？

- ◆性自認や性的指向等を理由とした学校や職場でのいじめ
- ◆就労における内定の取消
- ◆性自認や性的指向等の本人の同意のない暴露
- ◆医療機関で入院中のパートナーの病状や治療の説明が受けられない 等

性の多様性を理解し、一人ひとりを尊重するためにできることは？

- ◆性のあり方が多様であることを学ぶ。
- ◆自分の身近にも性的マイノリティの方がいると考え行動する。
- ◆見た目や声で性のあり方を決めつけない。
- ◆性別を限定する表現を避ける。
- ◆性的マイノリティに対する偏見や差別的言動を見かけたり、気づいたら注意する。

2 制度導入の趣旨

市では、基本構想・基本計画の「まちだ未来づくりビジョン2040」や、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、お互いを尊重し、認め合えるよう、性の多様性への理解促進の取組を推進しています。

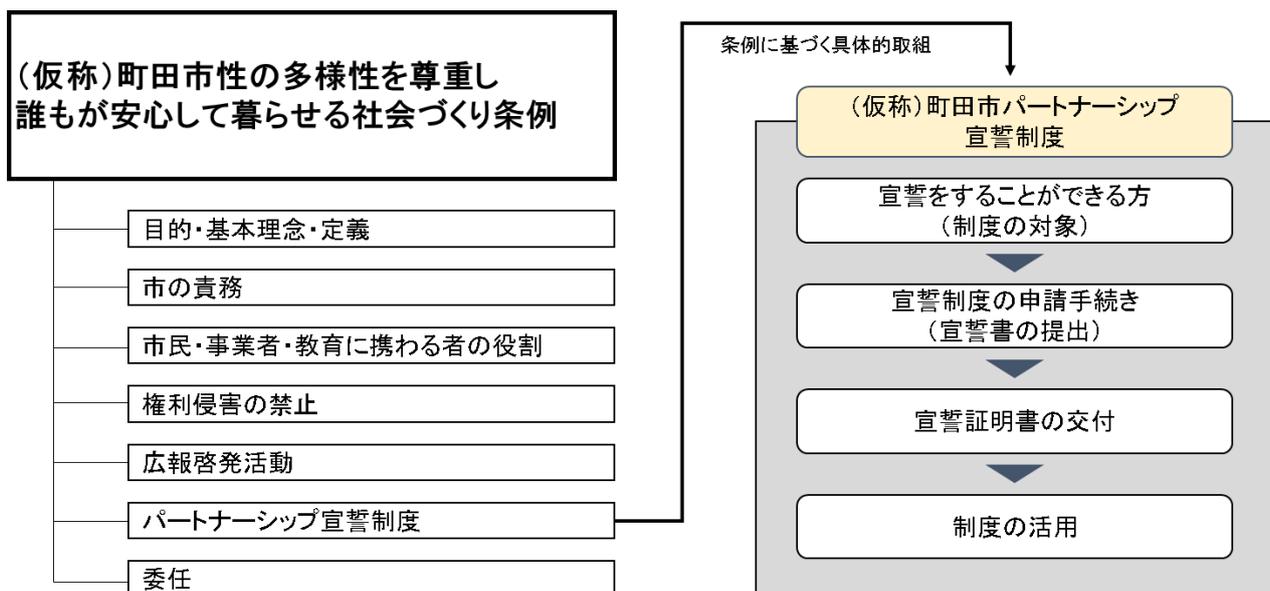
その具体的取組の一つとして、パートナーシップの関係にある同性カップルからの宣誓を市が証明する本制度を導入するものです。この制度を通じて、性的マイノリティの方の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解の促進につなげたいと考えています。

3 制度の概要

本制度は、同性の二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、行政が証明するものです。具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとする双方が、市の窓口にて宣誓書及び必要書類等を提出し、市はこの宣誓に対して、パートナーシップ宣誓証明書を発行します。

また、この制度を円滑に実施するとともに、全市を挙げた取組とするため「**(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例**」(以下、「**本条例**」という。)の制定を予定しています。本条例には、本制度を規定するとともに、宣誓した方が安心して制度を利用できるように権利侵害の禁止について規定し、また、性の多様性について理解や行動が広がるようにするため、広報啓発活動についても規定しています。

【条例における本制度の位置づけ】



<用語の説明>

パートナーシップ

双方が同性の2人であって、双方またはいずれか一方が、性的マイノリティ（LGBT等）である関係を言います。

宣誓

パートナーシップ宣誓証明を申請しようとする2人が市の窓口へ赴き、市職員の前で、町田市規則で定めるパートナーシップ宣誓書に必要事項を記入し提出することを言います。

LGBT

レズビアン（自分を女性と自認し、女性を好きになる人）、ゲイ（自分を男性と自認し、男性を好きになる人）、バイセクシュアル（女性を好きになることも男性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認を持つ人）の呼称の頭文字を組み合わせた言葉です。

4 宣誓することができる方

以下の要件すべてに該当する方が、本制度に基づいて宣誓することができます。

- ① 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者であること。
- ② 双方が民法上の成年（満18歳）であること。
- ③ 双方またはいずれか一方が市内に住所を持っている（または転入を予定している）こと。
- ④ 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑤ 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。

5 必要書類

宣誓する際は、以下の書類の提出（①～③）及び提示（④，⑤）が必要になります。

① 町田市パートナーシップ宣誓書

定められた様式に必要事項を記入していただきます。

② 住民票の写し（原本）等、現住所を確認できる書類（転入予定者の場合にあっては、転出証明書のコピー等、町田市に転入予定であることが確認できる書類）

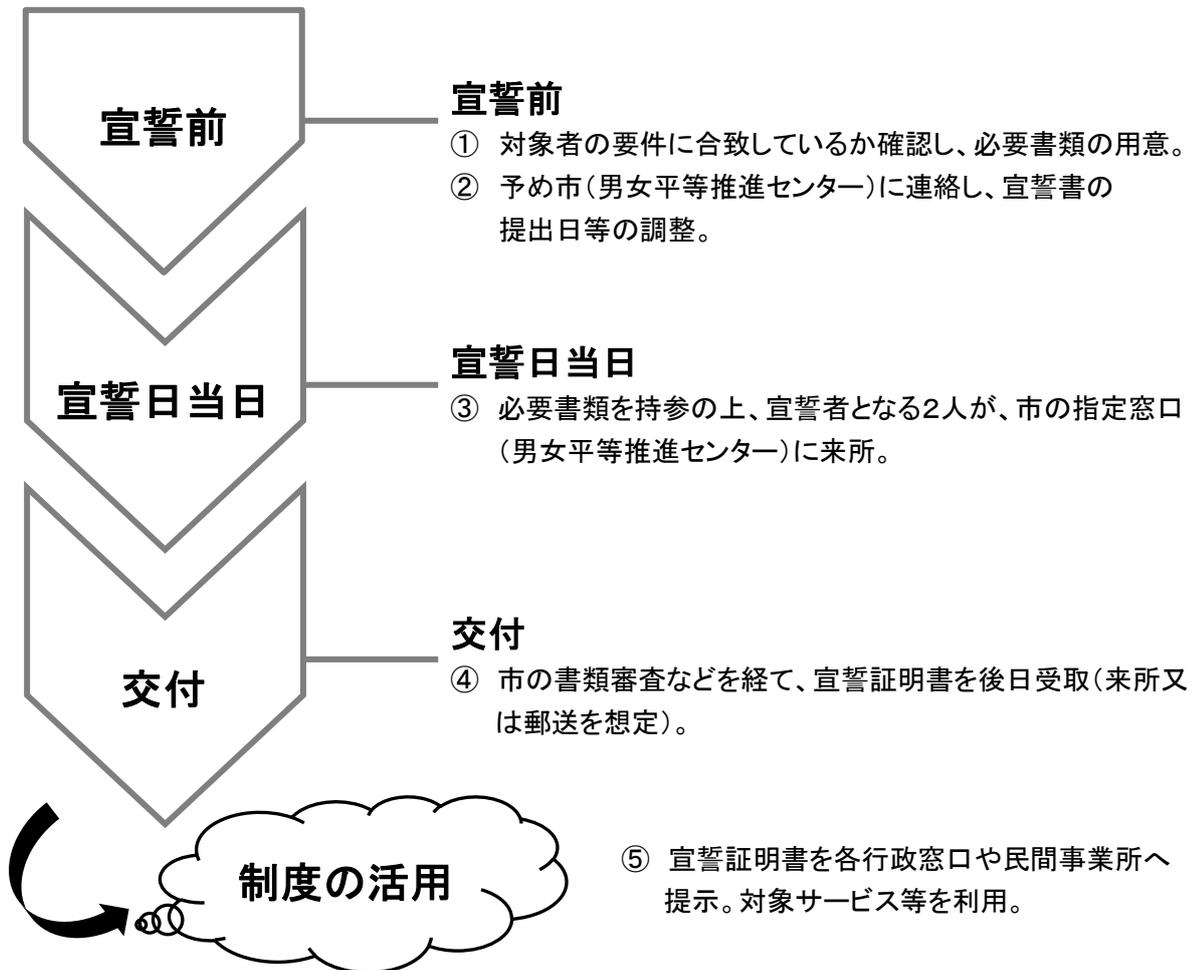
③ 戸籍抄本等、独身であることが確認できる書類（日本国籍を有しない方は、現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳書面）

④ 本人確認書類（マイナンバーカード・旅券・運転免許証等、顔写真が確認できるもの）

⑤ その他、市長が必要と認める書類

例：通称名を使用して宣誓する場合は、当該通称名を日常的に使用していることがわかる書類（社員証、郵送物の宛名など）

6 手続きの流れ



7 交付する証明書類

- ・町田市パートナーシップ宣誓証明書（A4型 保管用 1部）
- ・町田市パートナーシップ宣誓証明書（カード型 携帯用 2部）

宣誓証明書の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担になります。

【宣誓証明書への記載内容（予定）】

- ①申請者2人の氏名（戸籍名）
- ②日付（宣誓日・発行日）
- ③制度の趣旨
- ④町田市長名
- ⑤通称名

8 宣誓証明書の返還

宣誓証明書（A4型及びカード型）の返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- ① 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき
- ② 当事者の一方が死亡したとき
- ③ 当事者の双方が市外転出する等、宣誓の要件を満たさなくなったとき
- ④ その他、パートナーシップ宣誓をした時点において宣誓の要件に該当していないことが判明したとき

9 周知・活用・自治体間連携

- ・市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。
- ・宣誓証明書の提示による、市が提供する市民向けサービスや市職員への対応等での活用を予定しています。（市営住宅の入居申込など、制度開始に合わせて導入できるサービスを検討しています。）
- ・市の取組を示すことで、民間事業者での活用も呼びかけてまいります。
- ・同様の制度が運用されている東京都や近隣自治体との相互連携の取組も進めます。

10 制度検討にかかる参考資料

本制度の検討にあたっては、学識経験者や関係団体の代表、公募市民で構成される町田市男女平等参画協議会においても、議題としてご意見を伺っています。

町田市男女平等参画協議会の資料等は、市ホームページからご覧いただけます。次のURL等をご参照ください。

市ホームページURL:

[https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/
community/danjo/keikaku/5th/kyogikai.html](https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/keikaku/5th/kyogikai.html)



市ホームページ

市民意見募集の資料の配布・意見の提出窓口に備え置く閲覧用資料ファイルには、これらの参考資料も綴り込んでおりますので、紙の資料でもご参照いただけます。

